

指定管理者の公募について

1 施設名	堺市立健康福祉プラザ
2 指定期間（予定）	令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間） ※期間は、市議会の議決を経て決定する
3 設置条例等	堺市立健康福祉プラザ条例
4 施設の設置目的	障害者の地域生活を総合的に支援する拠点施設として、障害のある方の社会参加の促進や健康の維持・増進等を図りながら、障害のある方とない方がさまざまな活動や交流等を通じて相互理解を深めることを目的とする。
5 指定管理者制度の導入について	第1期指定期間 平成22年10月1日から平成29年3月31日 （開所準備期間1年6ヶ月を含む） 第2期指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日 第3期指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日 下記①～③の効果を期待し指定管理者制度を導入 ①民間事業者等が有する高い専門性やノウハウ等を活用することによる効果が期待できる。 ②民間事業者等が当施設の管理運営を担うことにより、多様化・複雑化する利用者ニーズ等への柔軟な対応や創意工夫を凝らした事業展開が期待できる。 ③民間事業者等が当施設の管理運営を行うことにより、経営ノウハウを活かした当施設の管理運営経費の節減ができる。
6 公募により指定する理由	障害者福祉事業に実績を有する法人等の経験やノウハウ等を活用することにより、施設の効用を最大限発揮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者として、民間事業者等を広く募るもの。